

契約書（案）

島根県（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）とは、kintone および関連プラグインの使用許諾権について、次のとおり契約を締結する。

（契約の要綱）

第1条 この契約の要綱は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

Kintone アカデミック/ガバメントライセンス 400ライセンス

FormBridge ライセンス（プレミアム） 1ライセンス

FormBridge 追加ライセンス 2ライセンス

kViewer ライセンス（プレミアム） 1ライセンス

kViewer 追加ライセンス 2ライセンス

レポトンライセンス 1ライセンス

（2）使用許諾期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日

（3）契約金額 金 円

（うち消費税及び地方消費税の額 円）

（4）納入場所 島根県松江市殿町1 県庁舎4階 情報システム推進課

（5）契約保証金

（納入及び検査）

第2条 受注者はライセンスの納品が完了したときは、納品書によりその旨を通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査に合格しない場合、受注者は検査に合格するための適切な措置を受注者の負担で講ずるものとする。

（支払）

第3条 発注者は、前項の検査を終了した後、受注者から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（履行遅滞）

第4条 受注者は、正当な理由によらないでライセンス購入期限までにライセンスの納品が完了しない場合は、ライセンス購入期限の翌日からライセンス納品が完了する日までの日数に応じ、未済部分に相当する金額に対し年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第2項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に契約代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日

数に応じ、未支払金額に対し年 3.0 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

- 3 発注者が第 2 条第 2 項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年 3.0 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（契約の解除）

第 5 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）受注者が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込がないと認められるとき

（2）受注者が正当な理由によらないでこの契約条項に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき

（3）受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

- 2 前項第 1 号又は第 3 号の契約解除により受注者が損失をこうむることがあっても、発注者はその損失を補償しないものとする。

（違約金）

第 6 条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第 7 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（費用負担）

第 8 条 この契約の締結に要する費用及び納入に要する費用は、受注者の負担とする。

（調査協力）

第 9 条 発注者が、この契約に係る発注者の会計処理の適正を期するため必要があると認められた場合は、発注者は受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とする。

（協議）

第 10 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注

者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者とが両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山達也

受注者

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 受注者は、本契約に係る業務の下請又は再委託（受注者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 発注者は、受注者又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 受注者は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、発注者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 受注者は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに受注者に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 受注者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、発注者と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた受注者又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、発注者は受注者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。